

第 2 7 3 回 鳥 取 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会

議 事 次 第

日時 平成 3 0 年 4 月 1 9 日 (木) 午後 1 時 3 0 分 から

場所 ホテルセントパレス倉吉 ウインザーサウス

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

(1) 漁業権切替えに係る漁場計画 (案) について (諮問)

(2) 公聴会の開催計画について

5 そ の 他

6 閉 会

第 2 7 3 回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

〈委員会〉

(任期：平成 28 年 12 月 1 日～平成 32 年 11 月 30 日)

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	てらさき けんいち 寺崎 健一	千代川漁業協同組合 理事		
	たけうち てつろう 竹内 哲郎	日野川水系漁業協同組合 理事		
	きぬみ やすたか 絹見 康孝	東郷湖漁業協同組合 理事		
遊漁者代表 (2名)	あんどう しげとし 安藤 重敏	前湖南学園校長、 元鳥取県立博物館副館長、 国土交通省環境アドバイザー	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	元関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	にしもと ゆかり 西本 ゆかり	天神川漁業協同組合職員		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	環境省中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所 自然保護官補佐		

〈鳥取県〉

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	丹下 菜穂子
鳥取県栽培漁業センター	研究員	田中 靖

〈委員会事務局〉

役職	氏名	備考
事務局長	平野 誠師	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	石原 幸雄	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	高橋 健太	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当 主事



諮 問

鳥取県内水面漁場管理委員会

内水面漁業権の免許の内容等について別紙のとおり漁場計画（案）を策定しましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により諮問します。

平成30年4月4日

鳥取県知事

平 井 伸 治



鳥取県内水面漁場計画（案）

平成30年4月

鳥 取 県

1 公示番号 内共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ（やまとしじみ）漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	

イ 漁場の位置

鳥取市

ウ 漁場の区域

鳥取市賀露町の賀露大橋の下流端から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖山川及び湖山池

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年5月21日から7月13日まで

(4) 関係地区 鳥取市

(5) 制限又は条件

漁業生産力の向上に向け、放流量等は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

鳥取県内水面漁場管理委員会公聴会に関する取扱手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、漁業法第11条第4項の規定により、鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う公聴会の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の決定)

第2条 委員会において公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第3条 委員会は、公聴会においては討議及び表決を行わない。

(日時、案件の公示)

第4条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から原則として3日前までに日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は下に掲げるいずれかの方法によるものとする。

(1) 県の公報に掲載

(2) 掲示

3 前項第2号の掲示の場所は、本委員会事務局及び関係市町村役場とする。

(文書の提出)

第5条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）に、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述者の範囲)

第6条 公聴会における公述者の範囲は、下に掲げる者とする。

(1) 漁業権者

(2) 入漁権者

(3) 漁業権漁業の経営者

(4) 漁業協同組合関係者

(5) 遊漁者

(6) その他利害関係のある者

(公述の機会の公平)

第7条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方の公述者に発言を許さなければならない。

(公述者の発言)

第8条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第9条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第10条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第11条 公述者は、委員会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。

(要領への委任)

第12条 この規定に定めるもののほか必要な事項は要領で定める。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の決議によって行う。

附則

この規定は、平成7年5月24日から施行する。

公聴会開催要領（案）

1 漁業法（昭和24年法第267号）第11条第4項及び第130条第4項の規定に基づいて、免許等の事前決定に関する公聴会を次のとおり開催する。

2 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成30年5月17日（木） 午後1時30分から	鳥取県倉吉市大平町360-1 上井公民館 視聴覚室

3 公述者の範囲

- (1) 漁協関係者（漁業協同組合が推薦した者）
- (2) 鳥取県県土整備部
- (3) 鳥取市
- (4) 鳥取県釣団体協議会
- (5) その他

4 公述にあたっての留意事項

- (1) 公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、年齢、職業（所属又は従事する漁業の種類）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成30年5月16日正午までに鳥取県内水面漁場管理委員会事務局に提出すること。
- (2) 公述時間は、1人15分以内（漁業協同組合関係者の場合は1組合15分以内とし、人員は制限しない。）とする。

この要領は、第273回委員会（平成30年4月19日）において決定し、当該公聴会に適用する。

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成30年4月24日（火）から5月16日（水）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡湯梨浜町大字石脇1166）、鳥取県境港水産事務所（境港市昭和町9-7）及び関係市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成30年4月24日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 開催日時及び場所

- （1）日時 平成30年5月17日（木）午後1時30分から
- （2）場所 鳥取県倉吉市大平町360-1 上井公民館 視聴覚室

2 案件

内水面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び共同漁業の関係地区の事前決定について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成30年5月16日（水）正午までに鳥取県内水面漁場管理委員会事務局（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）に提出すること。

漁業権免許の内容等の事前決定に係る手続きについて

漁業法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号） 抜粋

（免許の内容等の事前決定）

第十一条 都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間又は地元地区若しくは関係地区を変更することができる。

3 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区を定めるべき旨の意見を述べることができる。

4 海区漁業調整委員会は、前三項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは関係地区を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事は、これを公示しなければならない。

6 農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項又は第二項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは関係地区を定め、又はこれを変更すべきことを指示することができる。

（内水面漁場管理委員会）

第百三十条 都道府県知事は内水面漁場管理委員会を置く。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。